地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく 定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表す る。

令和7年9月29日

盛岡市監査委員 菊 田 隆

同 髙橋宏弥

同 瀬川光夫

同 八木橋 美 紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第 199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

教育機関(小学校、中学校及び幼稚園)

2 対象範囲

令和6年度の事務の執行に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和7年度又は令和5年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各学校等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金

の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を 調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を 行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和7年7月1日~令和7年9月29日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
城西中学校、北陵中学校	令和7年7月28日
	城西中学校、北陵中学校
東松園小学校、松園中学校 手代森小学校、乙部中学校、都南東小学校	令和7年7月30日
	東松園小学校、松園中学校
	手代森小学校、乙部中学校、都南東小学校
高松小学校、黒石野中学校、緑が丘小学校	令和7年7月31日
	高松小学校、黒石野中学校、緑が丘小学校
大新小学校、月が丘小学校	令和7年8月1日
	大新小学校、月が丘小学校
松園小学校、渋民小学校	令和7年8月4日
	松園小学校、渋民小学校
太田幼稚園	令和7年8月5日
	太田幼稚園

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに 基づきおおむね良好と認められたが、各学校等の一部の事務処理について、別紙に掲 げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各学校等の担当職員等に対し、その旨指示したと ころであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な 執行が確保されるよう配慮されたい。

特に、主管課においては、各学校等の現場の実態に即したより積極的な対応を図られたい。

教育機関

高松小学校(関係課 教育委員会事務局総務課)

【指摘事項】

1 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務命令に当たり、時間外勤務命令表の 支給割合区分を100/100の欄に記載すべきところ、125/100の欄に誤って記載し報告 していたことから、適正な事務の執行を求める。

なお、給与支給事務を所管する教育委員会事務局総務課において人事庶務システムの設定入力に不備があったことにより、時間外勤務手当が誤った支給割合区分で支給されていたことから、事務の改善を求める。